

第13回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年4月7日(火)午後2時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び現員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 16名
 - 1番 小倉哲也
 - 2番 山寄和雄
 - 3番 栗原寛光
 - 4番 陸野光男
 - 5番 小泉勝彦
 - 6番 石川和利
 - 7番 石渡正明
 - 8番 関巖
 - 9番 渡邊美代子
 - 10番 田中幸一
 - 11番 切替一弥
 - 12番 渡辺義一
 - 13番 注連野千佳代
 - 14番 時田善夫
 - 15番 中山明
 - 16番 森田菊雄
- 5 欠席委員 なし
- 6 農林振興課職員 2名
 - 高品主査 綿貫主事
- 7 出席事務局職員 4名
 - 森事務局長 齊藤主幹 山田主査 下重主任主事

◎開 会

令和2年4月7日午後2時00分 開会

○事務局（齊藤秀夫君） それでは、皆様、本日はお疲れさまでございます。

初めに、会長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） どうも皆さん、こんにちは。先ほど4月1日付で就任されました花澤副市長さんのところに、私と森田代理、中山運営委員長と3人で挨拶に行っていました。その場でも出た話なのですが、新型コロナウイルス感染症がやはり猛威を振るっておりまして、夕方になると思いますけれども、緊急事態宣言が出され、市のほうにもその緊急事態が下りてくるという話なので、皆さんも十分に対策をお願い申し上げます。

本日いろいろ議案がありますので、よろしくお願いいたしますを申し上げまして、挨拶といたします。

よろしくお願いいたします。

○事務局（齊藤秀夫君） ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。

総会の議事は、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定により、会長が行うこととなっておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） それでは、しばらくの間、進行役のほう務めさせていただきます。

ただいまより第13回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、16名中16名出席でございますので、会議は成立しております。

◎議事録署名委員の指名

○議長（小泉勝彦君） 日程第1、議事録署名人の指名を行います。

13番、注連野千佳代委員、14番、時田善夫委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号 専決処分の承認を求めることについて

○議長（小泉勝彦君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 専決処分の承認を求めることについてを議題といたします。

議案第1号について、事務局の説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。議案1ページを御覧ください。議案第1号の提案理由についてご説明をいたします。

令和2年4月1日付の市の人事異動に伴い、袖ヶ浦市農業委員会事務局職員の人事異動について、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第3条第1項の規定により、会長において専決処分しましたので、同条第2項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。

議案2ページを御覧ください。専決処分書のとおり、退職者、伊藤恵一前事務局長、転出者、高品吉朗主査に代わりまして、転入者、森博事務局長、下重敦也主任主事となっております。

説明は以上でございます。

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。本件は、人事案件でございますので、直ちに採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） ご異議はないようですので、議案第1号 専決処分の承認について賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第1号については報告のとおり承認されました。

◎議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。議案第2号の1について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。議案第2号、整理番号1についてご説明いたします。

議案の3ページを御覧ください。本件は、令和2年3月20日付で申請書の提出がありました。

申請内容は、市内在住の個人が、同じく市内在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。

譲渡人は、後継者がおらず労働力も不足しているため譲受人に売却したいとのことです。

譲受人は、自作地が近く、耕作上便利のため購入したいとのことです。

総会資料、こちらの1ページの位置図及び2ページの現地写真を御覧ください。場所は、神納字中川原東です。現地を確認したところ、現地は田で耕作されていました。

総会資料の3ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具などについては、トラクター、耕耘機、農用車、草刈機、管理機を所有しています。稲作に必要な機械のうち田植機は知人から田植時に借受け、刈り取り、もみすり、乾燥調製作業は、法人に委託しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で250日従事しており、基準の150日以上従事しているため、要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が125アールとなっており、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、引き続き地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

8番、関巖委員。

○8番（関 巖君） 8番、関です。3月26日午前9時に譲受人の〇〇〇〇さんの説明を現地で伺いました。事務局の説明のとおり、きれいに耕されております。それで、自作地にも近いし、そしてお宅にお邪魔したところ、農機具等も全てそろっておるということで全く問題ないかと思えます。

以上です。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまでございます。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第2号の2について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。議案第2号、整理番号2についてご説明いたします。

議案の3ページを御覧ください。本件は、令和2年3月18日付で申請書の提出がありました。

申請内容は、市内在住の個人が、同じく市内在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。

譲渡人は、労働力不足で維持管理できなくなり売却したいとのことです。

譲受人は、以前から頼まれて耕作しており、農業経営を安定させるため購入したいとのことです。

総会資料の4ページの位置図及び5ページの現地写真を御覧ください。場所は、上泉字南原です。現地を確認したところ、現地は畑で耕作されていました。

総会資料6ページを御覧ください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具などについては、トラクター、耕耘機、田植機、農用車を所有しています。水稻の刈り取り、乾燥調製については、法人に委託しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で600日従事しており、基準の150日以上従事しているため要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が117アールとなっており、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、引き続き農地の利用調整に協力し、地域の防除基準に従って耕作していくとのことでした。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

14番、時田善夫委員。

○14番（時田善夫君） 14番、時田です。3月28日に買受人と現地確認をいたしました。25年ぐらい前から、もう委託、借りて野菜を毎年作っていたようで、今年もジャガイモを作付してあり、きれいに管理されていたので別に問題ないと思いますが、皆さんのご意見をお願いします。

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の2について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可と決定いたします。

次に、議案第2号の3ないし議案第2号の4については、関連がありますので、一括して事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第2号、整理番号3についてご説明いたします。

議案の4ページを御覧ください。本件は、令和2年3月23日付で申請書の提出がありました。

申請内容は、市内の法人が市内在住の個人から賃貸借権の設定により耕作をしようとする案件です。

譲渡人は、労働力不足で維持管理できなくなり、以前から耕作をお願いしている法人にお願いしたいとのことです。

譲受人は、以前から耕作をしており、農業経営を安定させるため農地所有適格法人となったことに伴い、賃貸借権を設定したいとのことです。

総会資料7ページの位置図及び8ページから9ページの現地写真を御覧ください。場所は、高谷字馬場下及び字本郷です。現地を確認したところ、現地は畑であり耕作されていました。

総会資料の10ページから17ページを御覧ください。こちらに、今回の案件につきましての農業経営実施計画書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては、非耕作地はありません。

農機具などについては、トラクター、有機ブロードキャスター及びパイプハウスを所有しています。

農作業常時従事日数につきましては、世帯全体で540日従事しており、基準の150日以上従事しているため要件を満たしています。

下限耕作面積要件につきましては、今回の賃貸借権の設定により耕作する面積が59アールとなるため、50アール要件を満たしています。

地域との調和要件につきましては、引き続き農地の利用調整に協力し、地域の基準に従って耕作していくとのことです。

続きまして、議案第2号、整理番号4について説明させていただきます。

議案の5ページを御覧ください。本件は、令和2年3月23日付で申請書の提出がありました。

申請内容は、市内の法人が市内在住の個人の所有する農地について、賃貸借権の設定をしようとする案件です。

譲渡人は、以前から耕作をお願いしており、このたび賃貸借権を設定したいとのことです。

譲受人につきましては、以前から耕作をしており、今回農地所有適格法人となったことに伴い賃貸借権を設定したいとのことです。

総会資料の7ページの位置図及び8ページから9ページの現地写真を御覧ください。場所は、高谷字馬場下及び三箇字向原です。現地を確認したところ、現地は畑であり耕作されていました。

総会資料の10ページから17ページ及び農地法第3条の許可基準につきましては、整理番号3と同様の内容となるため省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（小泉勝彦君） 本案件につきましては、運営委員会案件でありますので、運営委員会委員長に運営委員会における審議の内容について報告をしていただきます。

中山運営委員会委員長。

○運営委員会委員長（中山 明君） 15番、中山です。先月3月30日の午後2時頃、運営委員会全員で、あと事務局と一緒に現地を見て、3時から市役所7階会議室で審査をしたのですが、特段問題はなく、運営委員全員一致にて、許可すべきものと決定しました。皆さんのご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまでございます。

報告が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

はい。

○13番（注連野千佳代君） 13番、注連野です。〇〇〇さんというのは以前からやられていたと思うのですが、今回、法人として新規就農ということで案件に係ってきているのですよね。

○運営委員会委員長（中山 明君） はい。〇〇〇さんという人は、今までやっていた人と3年ぐらいはやっていたのだけれども、今までの代表取締役の人が辞めてしまって、今度は〇〇〇さんが代表になるということです。

○13番（注連野千佳代君） 市内の方ではないのですか。

○運営委員会委員長（中山 明君） 〇〇〇の出身とのこと。一緒に仕事をやっていて、代表取締役を今度は〇〇〇さんがやることになったとのこと。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○13番（注連野千佳代君） はい。

○議長（小泉勝彦君） ほか。

どうぞ。

○1番（小倉哲也君） 1番、小倉ですけれども、ちょっと今の質問と関連するのですが、この〇〇〇〇さんというのは代表が代わっただけで法人としてはそのままですよね。そうすると、これは新規就農という形になるのですか。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（山田尚史君） 事務局、山田です。現在までの貸借につきましては、所有者と〇〇〇〇さん、今回の申請者さんとの間の相対で契約をしており、農地法に基づく賃貸借契約は行っておりませんでした。このたび、初めて農地法に基づく賃貸借契約を行うという形になりますので、農業委員会とし

ては新規就農になります。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○1番（小倉哲也君） そうすると、今後も同様な形でいわゆる農業委員会を通してなくて借りている農地があって、新たに農業委員会を通した場合は、新規就農ということで捉えていくわけですね。

○議長（小泉勝彦君） お願いします。

○事務局（山田尚史君） 農業委員会のほうとしましては、以前からそのようなケースにつきましては新規就農ということで運営委員会にかけた上で総会で審議をするという形で執り行っております。

○議長（小泉勝彦君） よろしいですか。

○1番（小倉哲也君） はい。分かりました。

○議長（小泉勝彦君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） ないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の3ないし議案第2号の4について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の3ないし議案第2号の4については許可と決定いたします。

◎議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第3号の1について、事務局の説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局の齊藤です。議案第3号の整理番号1についてご説明いたします。

議案6ページを御覧ください。本件は、市内の個人が自身の所有する農地を農作業用車両等の駐車場及び農作業場に転用したいとする案件であり、土地の所在等は議案記載のとおりです。なお、本件については、令和2年3月19日に申請書の提出がなされております。

総会資料20ページの位置図を御覧ください。申請地は、平川中学校の南東側、約1.1キロメートル、百目木公園の東側約550メートルに位置し、おおむね10ヘクタール以上の集団的に存在する農地の区域内にあることから第1種農地と判断されます。県の農地転用事務指針では第1種農地における農地

転用は原則として許可しないこととされておりますが、今回の案件については転用許可の例外として規定されている農業用施設のほか、地域の農業振興に資する施設の用に供する場合に該当し、君津農業事務所と共通認識がなされております。

土地利用については、総会資料21ページのとおりであり、農業用倉庫に併設する農作業車両等の駐車場及び農作業場を整備する計画です。

埋立てについては、山砂で64センチの盛土を行い、砕石を敷く計画となっております。

排水関連については、雨水や洗車場所からの排水は自然浸透させるとともに、オーバーフロー分は既設の側溝に放流する計画となっております。

所要資金については、自己資金により賄う計画となっております。

また、総会資料22ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） 事務局の説明が終了しましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

1番、小倉哲也委員。

○1番（小倉哲也君） 小倉でございます。それでは、本案件につきましてご説明申し上げます。3月28日午後1時より、申請者本人と切替委員、それと私、3名で現地の確認を行いました。今事務局からお話がありましたように、現在は水田でございます。実際にこの経営者につきましては、現在8.5ヘクタール、来年は9.3ヘクタールに規模が拡大するということと併せて、作業受託が14.5ヘクタール、全体では24ヘクタールに規模拡大してきております。現在百目木地区は、圃場整備が終わりまして、担い手への利用集積、そういったもので規模拡大を進めてきております。

この申請者の場所につきましては、現在4トントラック、2トントラック、それぞれ1台と2台、それからトラクターも58馬力、トレーラーが1台、それから乗用田植機8条用が1台、コンバインが6条、4条それぞれ各1台というような機械装備がされております。実際に格納しているのは、この農作業場の中に格納しておりますけれども、作業が開始する段階では農道にそれぞれ駐車して非常に危険性を伴っているという状況でございました。そこで、今回圃場に64センチ客土し、駐車スペースと併せて機械等の洗車場、それからハウス、そういったものを建設したいという要望がございました。

実際の経営的には問題はございませんので、特に営農につきましては問題が生じてこないというふうに理解しております。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した11番、切替一弥委員から補足説明があればお願いします。

○11番（切替一弥君） 11番、切替です。特に補足する必要というのはございません。

○議長（小泉勝彦君） ご苦労さまです。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号の1について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の1については、許可相当と決定いたします。

◎議案第4号 令和2年度第1次農用地利用集積計画書（案）の承認について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第4号 令和2年度第1次農用地利用集積計画書（案）の承認についてを議題といたします。

議案第4号について、事務局の説明を求めます。

山田君。

○事務局（山田尚史君） 事務局の山田です。議案第4号 令和2年度第1次農用地利用集積計画書（案）についてご説明いたします。

議案第4号を御覧ください。この農用地利用集積計画書（案）については、農地法第3条第1項第7号に該当し、農地法の申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものです。

それでは、農用地利用集積計画書（案）の12ページを御覧ください。今回の申請は、利用権設定が5件で、そのうち通常の利用権設定が2件、農地中間管理事業による利用権設定が3件となっております。

利用権設定を受ける方の面積は、合計で295.52アールとなっております。

利用権設定の詳細内容につきましては、計画書（案）の1ページから11ページに記載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、計画書（案）の15ページを御覧ください。農業経営基盤強化促進法による所有権移転は1件で、合計面積は30.72アールとなっております。

所有権設定の詳細内容につきましては、計画書（案）の13ページから14ページに記載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（小泉勝彦君） それでは、事務局の説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について、賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（小泉勝彦君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 令和2年度第1次農用地利用配分計画（案）に対する意見について

○議長（小泉勝彦君） 次に、議案第5号 令和2年度第1次農用地利用配分計画（案）に対する意見についてを議題といたしますが、委員にかかわる案件がありますので、農業委員会法第31条の規定により議事参与できません。審議が終わるまで関係委員の退席を求めます。

6番、石川和利委員。

〔6番 石川和利君退席〕

○議長（小泉勝彦君） 議案第5号については、農地中間管理事業による農用地利用集積でありますので、担当課である農林振興課から農用地利用配分計画（案）の説明を求めます。

農林振興課、綿貫君。

○農林振興課（綿貫彩香君） 議案第5号、農用地利用配分計画（案）の承認について。

それでは、議案第5号 令和2年度第1次農用地利用配分計画（案）についてご説明申し上げます。

本議案については、農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会を通して、農地を貸したい方と借りたい方のマッチングが成立した案件に関する計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、皆様のご意見を伺うものです。今回は、個別案件の配分計画（案）が2件となっております。

まず、2ページを御覧ください。農地の借受者は、市外の個人です。借り受ける農地は、久保田代宿入会地地先1筆となっております。先ほど議案第4号の中で説明がありました農用地利用集積計画書(案)4ページ、整理番号2-3-3に記載している農地を千葉県園芸協会から借受者である市外の個人に貸し付けるものです。借受けに係る双方の詳細な契約内容については、3ページ、4ページのとおりとなっております。

5ページは、借受者の現状及び事業計画の情報となっております。

次に、7ページを御覧ください。農地の借受者は市内の個人です。借り受ける農地は、阿部・吉野田地先11筆となっております。先ほど議案第4号の中で説明のありました農用地利用集積計画書(案)4ページ中の整理番号2-3-4及び5ページ中の2-3-5に記載している農地を千葉県園芸協会から借受者である市内の個人に貸し付けるものです。借受けに係る双方の詳細な契約内容については、9ページ、10ページのとおりとなっております。

11ページは、借受者の現状及び事業計画の情報となっております。

以上で配分計画(案)の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長(小泉勝彦君) ありがとうございます。

説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

議長(小泉勝彦君) 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(小泉勝彦君) 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第5号について賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

○議長(小泉勝彦君) 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

〔6番 石川和利君着席〕

◎報告事項

○議長(小泉勝彦君) 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局の齊藤です。協議報告第1号についてご報告いたします。

議案7ページから9ページを御覧ください。農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、ご報告いたします。

なお、専決処理期間は、令和2年2月1日から2月29日までで4件でございます。

報告は以上でございます。

○議長（小泉勝彦君） ありがとうございます。

報告は以上です。

◎その他

○議長（小泉勝彦君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） 事務局のほうから何かございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（小泉勝彦君） それでは、本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長（小泉勝彦君） これをもちまして第13回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後2時45分 閉会